

さいたま市告示第873号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年5月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

- (1) 件名
さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務
- (2) 履行場所
別紙のとおり
- (3) 業務概要
要求水準書のとおり
- (4) 履行期間
令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5) 予算の上限額
別紙のとおり

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に、業種区分「6：催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「81 その他の業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあつては、

その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(7) さいたま市放課後子ども居場所事業実施要綱（令和5年10月20日子ども未来局長決裁。）第4条に規定する要件を満たす者であること。

ア 社会福祉法人又はその他の法人であること。

イ その他の法人の場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という。）及び次に掲げる事項に照らして適正と認められる法人であること。

(ア) 社会福祉法第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業（地方公共団体が指定する認可外保育所を経営する事業を含む。）の実績を有すること

(イ) 本業務を経営するために必要な経済的基礎があること

(ウ) 法人の経営に関わる役員が社会的信望を有すること

(エ) 本業務の施設長として、放課後児童支援員を置くか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと

(オ) 政治的又は宗教上の組織に属さないものであること

ウ 事業者が、会社法（平成17年法律第86号）に規定する会社の場合は、次に掲げる事項をいずれも満たすこと。

(ア) 当該企業の全事業を含めた直近3年間の企業決算において、損失等を計上していないなど、財務内容が適正であること

(イ) 当該企業が直近2年以内に公認会計士による監査若しくは監査法人による外部監査を受け、当該企業の財務内容が適正であると認められること

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p124043.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和8年6月18日（木）

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加意思表明書 1部

イ 会社法に規定する会社の場合のみ

直近3年間の決算報告書、損益計算書、貸借対照表、勘定科目明細書 1部

(2) 提出期間

本招請日から令和8年6月8日（月）午後4時まで

(3) 提出方法

ア 電子メールで受け付ける。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(4) 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所2階

さいたま市子ども未来局子育て未来部放課後児童課放課後対策係

電話 048(829)1718

メールアドレス hokagojido@city.saitama.lg.jp

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和8年6月12日(金)付で発送予定。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和8年5月28日(木)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(4)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年6月3日(水)までに行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p124043.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書…正本1部、副本1部

イ 見積書…正本1部、副本1部

ウ ア及びイを記録した電子媒体(DVD)…1枚

(2) 提出期間

令和8年6月12日(金)から令和8年6月18日(木)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

4(4)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市放課後子ども居場所事業運営業務委託事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日から翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。
- (7) 本業務は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所 2 階

さいたま市子ども未来局子育て未来部放課後児童課放課後対策係

電話 048 (829) 1718

FAX 048 (829) 2516

メールアドレス hokagojido@city.saitama.lg.jp

別紙

履行場所、想定事業費及び予算の上限額

学校名	履行場所	年度	想定事業費 (A)			利用料 (B)			予算の上限額 (委託料) (C)=(A)-(B)		
			区分1	区分2		区分1	区分2		区分1	区分2	
馬宮東	西区西遊馬189-1	合計	85,817,000	17,598,000	68,219,000	21,554,000	6,306,000	15,248,000	64,263,000	0	64,263,000
		R9	25,315,000	5,734,000	19,581,000	7,040,000	2,074,000	4,966,000	18,275,000	0	18,275,000
		R10	30,251,000	5,932,000	24,319,000	7,257,000	2,116,000	5,141,000	22,994,000	0	22,994,000
		R11	30,251,000	5,932,000	24,319,000	7,257,000	2,116,000	5,141,000	22,994,000	0	22,994,000
春野	見沼区春野1丁目10-1	合計	61,738,000	10,978,000	50,760,000	15,992,000	4,665,000	11,327,000	45,746,000	0	45,746,000
		R9	20,646,000	3,683,000	16,963,000	5,649,000	1,641,000	4,008,000	14,997,000	0	14,997,000
		R10	20,575,000	3,658,000	16,917,000	5,302,000	1,555,000	3,747,000	15,273,000	0	15,273,000
		R11	20,517,000	3,637,000	16,880,000	5,041,000	1,469,000	3,572,000	15,476,000	0	15,476,000
大戸	中央区新中里1丁目6-28	合計	90,812,000	17,719,000	73,093,000	22,769,000	6,650,000	16,119,000	68,043,000	0	68,043,000
		R9	30,228,000	5,891,000	24,337,000	7,387,000	2,159,000	5,228,000	22,841,000	0	22,841,000
		R10	30,256,000	5,901,000	24,355,000	7,517,000	2,202,000	5,315,000	22,739,000	0	22,739,000
		R11	30,328,000	5,927,000	24,401,000	7,865,000	2,289,000	5,576,000	22,463,000	0	22,463,000
中島	桜区中島1丁目28-1	合計	90,866,000	17,682,000	73,184,000	23,031,000	6,738,000	16,293,000	67,835,000	0	67,835,000
		R9	30,296,000	5,860,000	24,436,000	7,735,000	2,246,000	5,489,000	22,561,000	0	22,561,000
		R10	30,285,000	5,911,000	24,374,000	7,648,000	2,246,000	5,402,000	22,637,000	0	22,637,000
		R11	30,285,000	5,911,000	24,374,000	7,648,000	2,246,000	5,402,000	22,637,000	0	22,637,000
辻南	南区辻8丁目7-32	合計	90,962,000	17,661,000	73,301,000	23,509,000	6,868,000	16,641,000	67,453,000	0	67,453,000
		R9	30,256,000	5,901,000	24,355,000	7,517,000	2,202,000	5,315,000	22,739,000	0	22,739,000
		R10	30,353,000	5,880,000	24,473,000	7,996,000	2,333,000	5,663,000	22,357,000	0	22,357,000
		R11	30,353,000	5,880,000	24,473,000	7,996,000	2,333,000	5,663,000	22,357,000	0	22,357,000
美園	緑区美園5丁目33	合計	134,673,000	25,856,000	108,817,000	43,236,000	12,655,000	30,581,000	91,437,000	0	91,437,000
		R9	46,950,000	8,730,000	38,220,000	14,905,000	4,363,000	10,542,000	32,045,000	0	32,045,000
		R10	46,849,000	8,692,000	38,157,000	14,426,000	4,232,000	10,194,000	32,423,000	0	32,423,000
		R11	40,874,000	8,434,000	32,440,000	13,905,000	4,060,000	9,845,000	26,969,000	0	26,969,000
東岩槻	岩槻区諏訪2丁目6-1	合計	52,578,000	10,332,000	42,246,000	6,474,000	1,941,000	4,533,000	46,104,000	3,858,000	42,246,000
		R9	17,532,000	3,402,000	14,130,000	2,216,000	647,000	1,569,000	15,316,000	1,186,000	14,130,000
		R10	17,523,000	3,465,000	14,058,000	2,129,000	647,000	1,482,000	15,394,000	1,336,000	14,058,000
		R11	17,523,000	3,465,000	14,058,000	2,129,000	647,000	1,482,000	15,394,000	1,336,000	14,058,000

※消費税及び地方消費税額を含むものとする。

※区分1及び区分2の利用料収入については、その全額を区分1の事業費に充当するものとする。

※事業費には、医療的ケア児の受入れに係る経費は含まないものとする。